

盛岡広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年9月4日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 渋民田頭線
- 2 供用開始の区間 八幡平市大更第23地割101番2地先から第24地割10番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年9月4日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 令和8年9月4日から同年10月5日まで